

お客さま各位

アイオー信用金庫

当金庫のインボイス制度への対応について

平素は当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和5年10月より消費税の仕入控除における適格請求書保存方式（インボイス制度）が開始されます。当金庫は、適格請求書発行事業者として登録し、下記の通り各種ご利用料金の適格請求書（インボイス）を発行することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 適格請求書発行事業者登録番号

アイオー信用金庫：T6070005004323

2. 当金庫が発行するインボイスについて

対象となる取引手数料		適格請求書名	交付方法
窓口タブレットを操作して支払われる両替手数料等	当金庫の口座未開設先	領収書	窓口で交付
	当金庫で口座開設されている先	インボイス管理票	お客さまからのご請求により交付
口座引落による手数料 (H B基本料・貸金庫料・夜間金庫料等)			
法人向けインターネットバンキングを使った振込手数料および利用手数料			
融資関係手数料			
窓口取引手数料	手形・小切手帳発行	振込手数料受取書	窓口・渉外担当者が交付
	振込		
	その他処理		

※1：ATMのお取引について

⇒ATMでのお取引において発生する手数料は原則3万円未満となりますので、インボイスの交付が不要な「3万円未満の自動販売機、自動サービス機における取引」に該当し、お客さまが一定の事項を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。従いまして、ATMから出力される「お取扱明細票」等についてはインボイス制度に対応する様式変更は実施いたしませんので、ご了承ください。

※2：G-net及びしんきん自振の収納代行について

⇒従来の報告書をインボイスの要件を満たしたものに變更し発行いたします。

なお、ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問合せください。

以上